

高知県中部地域雇用開発計画

高知県商工労働部雇用労働政策課
令和4年9月

はじめに

本県では、雇用対策の柱として「良質で安定的な雇用の場の確保・創出」「人材の育成・確保・定着」を掲げ、「高知県産業振興計画」や「日本一の健康長寿県構想」を着実に実行することで、経済の活性化や魅力ある仕事の創出に取り組んでいる。

こうした中、有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の影響が強くあった令和2年5月から11月の間を除いて1倍を超えて推移しており、雇用情勢は着実に改善してきている。一方で、正社員の有効求人倍率が依然として低いことや、居住する地域において就職することが著しく困難な状況があるなど、雇用機会の不足は解消されておらず、雇用開発の促進策を継続して講じていく必要がある。

このため、地域雇用開発促進法に基づき、「高知県地域雇用開発計画」を策定し、地域雇用開発を図るための施策を関係機関と連携しながら推進していくこととする。

I 雇用開発促進地域の区域

当地域は、いの公共職業安定所管内及び須崎公共職業安定所管内の11市町村(2市、8町、1村)で構成されている。

管轄公共職業安定所	構成市町村
いの公共職業安定所	土佐市、いの町、日高村
須崎公共職業安定所	須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、 梶原町、津野町、四万十町

当地域は、県中部の海岸部から北部県境に至る地域である。当地域の面積^{※1}は、2,558.21km²で県全体の36.0%、人口^{※2}は、125,052人で県全体の18.1%を占めている。

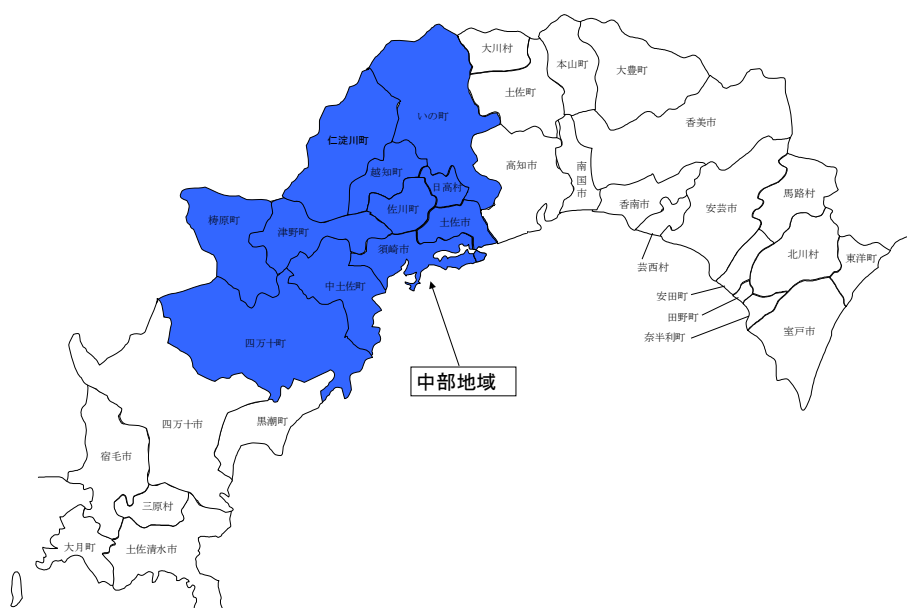
いの公共職業安定所管内の市町村は、主要な国道で接続されている。令和3年12月の国道33号高知西バイパス全線開通により、いの町市街地における交通混雑の緩和や、いの町以西の町村へのアクセス性が向上し、観光振興・地域活性化が図られている。

須崎公共職業安定所管内についても、四国横断自動車道が人流や物流の効率化に寄与している。

いの公共職業安定所と須崎公共職業安定所は、管内に国道33号や56号などがあり、両公共職業安定所管内における労働者等の市町村間の移動もあることから、自然的、経済的、社会的に一体の地域である。

※注1：令和4年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）

※注2：令和2年国勢調査



II 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

当地域の人口は、平成27年から令和2年までの5年間に10,416人(△7.7%)減少しており、県全体の増減率△5.0%に比べると減少幅は大きい。

県全体で増加傾向にある65歳以上の高齢者人口については、106人減少(△0.2%)したが、高齢化率は41.8%と県平均を上回った。(表1)

労働力人口は5,972人、完全失業者数は865人減少している。また、完全失業率は平成27年の4.9%から令和2年には3.9%と1.0ポイント減少している。(表2)

表1 人口の推計

	総人口(人、%)				高齢者人口(人、%)				高齢化率(%)	
	H27	R2	増減 (R2-H27)	増減率	H27	R2	増減 (R2-H27)	増減率	H27	R2
中部	135,468	125,052	△ 10,416	△ 7.7	52,379	52,273	△ 106	△ 0.2	38.7	41.8
県全体	728,276	691,527	△ 36,749	△ 5.0	237,012	241,787	4,775	2.0	32.5	35.0

資料：国勢調査

表2 労働力人口、完全失業率

	労働力人口(人)			完全失業者数(人)			完全失業率(%、ポイント)		
	H27	R2	増減 (R2-H27)	H27	R2	増減 (R2-H27)	H27	R2	増減 (R2-H27)
中部	66,232	60,260	△ 5,972	3,240	2,375	△ 865	4.9%	3.9%	△ 1.0
県全体	340,040	321,639	△ 18,401	16,632	13,074	△ 3,558	4.9%	4.1%	△ 0.8

資料：国勢調査

当地域における令和元年度の経済活動別市町村内総生産額は405,863百万円であり、県全体に占める割合は16.5%となっている。

産業別で見ると、第3次産業が276,149百万円で地域の総生産額の68.0%と高い割合を占めている。(表3)

表3 経済活動別市町村内総生産

	総生産額(百万円)				対県全体比(%)
	県全体		中部		中部
		構成比		構成比	
第一次産業	87,618	3.6%	24,529	6.0%	28.0%
第二次産業	418,884	17.0%	102,897	25.4%	24.6%
第三次産業	1,944,158	78.9%	276,149	68.0%	14.2%
その他 ※	13,907	0.6%	2,288	0.6%	16.5%
総計	2,464,567	100.0%	405,863	100.0%	16.5%

※輸入品に課される税・関税及び(控除)総資本形成に係る消費税

資料: 令和元年度 市町村経済統計

当地域における令和2年の産業別就業者数は57,885人で、対県全体比の18.8%となっている。

産業別の構成比は、第1次産業16.3%（県全体構成比10.5%）、第2次産業20.6%（同17.0%）、第3次産業63.1%（同72.5%）となっており、大分類別にみると、医療、福祉16.8%（同17.9%）、農業13.8%（同8.4%）、卸売業、小売業13.3%（同15.1%）、製造業10.4%（同8.2%）の順となっている。（表4）

表4 産業別就業者数

	就業者数(人)				対県全体比(%)
	県全体	構成比	中部	構成比	中部
総数	308,565	100%	57,885	100%	18.8%
第一次産業	31,512	10.5%	9,253	16.3%	29.4%
農業	26,004	8.4%	7,962	13.8%	30.6%
林業	2,391	0.8%	689	1.2%	28.8%
漁業	3,117	1.0%	602	1.0%	19.3%
第二次産業	50,806	17.0%	11,649	20.6%	22.9%
鉱業、採石業、砂利採取業	343	0.1%	207	0.4%	60.3%
建設業	25,056	8.1%	5,421	9.4%	21.6%
製造業	25,407	8.2%	6,021	10.4%	23.7%
第三次産業	216,760	72.5%	35,693	63.1%	16.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,407	0.5%	247	0.4%	17.6%
情報通信業	3,581	1.2%	367	0.6%	10.2%
運輸業、郵便業	10,989	3.6%	1,962	3.4%	17.9%
卸売業、小売業	46,680	15.1%	7,727	13.3%	16.6%
金融業、保険業	6,406	2.1%	717	1.2%	11.2%
不動産業、物品賃貸業	3,979	1.3%	368	0.6%	9.2%
学術研究、専門・技術サービス業	7,787	2.5%	948	1.6%	12.2%
宿泊業、飲食サービス業	17,244	5.6%	2,570	4.4%	14.9%
生活関連サービス業、娯楽業	10,088	3.3%	1,550	2.7%	15.4%
教育、学習支援業	16,664	5.4%	2,518	4.4%	15.1%
医療、福祉	55,153	17.9%	9,739	16.8%	17.7%
複合サービス事業	4,853	1.6%	1,243	2.1%	25.6%
サービス業(他に分類されないもの)	16,121	5.2%	2,820	4.9%	17.5%
公務(他に分類されるものを除く)	15,808	5.1%	2,917	5.0%	18.5%
分類不能の産業	9,487	3.1%	1,290	2.2%	13.6%

資料：令和2年 国勢調査

※「第一次産業」「第二次産業」「第三次産業」それぞれの「構成比」は、「分類不能の産業」を除いて算出。
 ※各産業における「構成比」は、小数第2位を四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。

当地域における令和3年度の一般有効求人数は25,021人、一般有効求職者数は30,788人となり、一般有効求人倍率は0.81倍であった。

労働力人口に占める直近3年間の一般有効求職者割合の月平均値は3.5%であり、全国平均の3.0%を上回った。また、直近3年間における一般有効求人倍率の月平均値が、同期間における全国の一般有効求人倍率の3分の2以下であった。(表5)

このことから、当該地域の雇用情勢は、雇用開発促進地域の要件に該当するといえる。

表5 地域要件

	求職者割合 (一般有効求職者数)		一般有効求人倍率		常用有効求人倍率	
	中部地域	全国	中部地域	全国	中部地域	全国
令和元年度	3.5%	2.8%	0.88	1.55	0.78	1.39
令和2年度	3.5%	3.1%	0.77	1.10	0.73	1.01
令和3年度	3.5%	3.2%	0.81	1.16	0.79	1.09
3年度平均	3.5%	3.0%	0.82	1.27	0.77	1.16

資料:高知労働局

※地域要件(下記①及び②又は①及び③を満たすこと)

- ① 平成27年国勢調査の労働力人口に対する令和元(平成31)～3年度におけるその地域に係る公共職業安定所の一般有効求職者数割合の月平均が、3.0%以上
- ② 令和元(平成31)～3年度又は令和3年度におけるその地域の一般有効求人倍率の月平均値が、令和元(平成31)～3年度 … 0.85倍以下、令和3年度 … 0.77倍以下
- ③ 令和元(平成31)～3年度又は令和3年度におけるその地域の常用有効求人倍率の月平均値が、令和元(平成31)～3年度 … 0.77倍以下、令和3年度 … 0.73倍以下

Ⅲ 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項

1 地域雇用開発の目標

当地域の厳しい雇用情勢に対処するため、高知労働局、各公共職業安定所、市町村、その他の関係団体と連携しながら、当地域の特性に応じた様々な雇用創出に係る方策を講じ、国の地域雇用開発助成金制度の活用や県の産業振興計画の実施などを通じて、計画期間内に地域で概ね370人の新たな雇用の創出を図る。

2 計画期間

本計画の計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から令和7年8月末日までとする。

Ⅳ 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

1 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

当地域の雇用開発を進めるため次の取組を行う。

(1) 産業基盤の整備

高知松山自動車道や国道439号等の道路整備に積極的に取り組み、地域間の連携を強化するとともに物流施設等とのアクセス性の向上を図る。

情報通信基盤として光ファイバ網が概ね整備されつつあるが、未整備地域においては引き続き整備促進に取り組んでいく。

(2) 企業誘致の促進

本地域の土佐市やいの町周辺では、伝統工芸品の土佐和紙に端を発する紙産業の集積が見られる。

紙産業以外でも工業集積が脆弱な本県の「ものづくり企業」を強化するため、製造業の高度化に繋がる企業の誘致や、雇用創出に速効性の高い事務系職場の誘致を推進していく。

また、既存立地企業へのアフターケアを充実し、設備の増設を促進することで、拠点工場への育成を図る。

企業誘致にあたっては、地域雇用開発助成金を積極的に活用するほか、経済産業省関連施策との連携を図り、効果的に推進していく。

(3) 既存の企業に対する支援

工業技術センター等の公設試験研究機関による技術支援や人材育成への支援、公益財団法人高知県産業振興センターによるものづくりの企画段階から販売促進までの一貫サポート、企業の経営ビジョンを実現する事業戦略の策定からその実行までの支援を行

うことにより、高知発の製品・技術の外商を推進する。

(4) 地域資源を活かした雇用開発への取組

高知県産業振興計画では、「地域アクションプラン」として、地域住民や事業者の方々のアイデアや取組を行動計画にまとめ、目指すべき姿の実現に向けて、官民協働で取り組んでいる。

本地域では、農林水産業、商工業、観光分野で主に以下の取組を行い、地域の雇用創出を図ることとしている。

(農業分野)

- ・平野部では、水稻、野菜、花卉等の基幹作物を中心に、より生産性の高い経営体の育成を図るとともに、併せて、加工の取組も推進する。また、環境保全型農業の推進や、野菜、花卉、果樹等の施設園芸を主体に生産、出荷体制の強化を図る。さらに、雇用就農の受け皿となる法人経営体の育成や産地・地域自らが積極的に新規就農者を確保・育成する取組を推進する。
- ・次世代型ハウスによる施設園芸団地を核として、関連産業が集積した農業クラスターを形成し、より多くの雇用を生み出す。
- ・「土佐あかうし」や「土佐和牛」、酪農（乳牛）及び「土佐ジロー」等を中心に、生産基盤の強化と経営安定化に取り組む。また、県内産豚肉の約7割を生産する四万十町産豚肉のブランド化を図るため、生産力の強化や6次産業化による付加価値の向上に取り組む。

(林業分野)

- ・小規模林業を推進し、雇用を創出する仕組みづくりを進めるとともに、地域材を活用したものづくりを推進し、地域経済の活性化を目指す。
- ・森林を集約化し、計画的・効率的な木材の生産を目指す「森の工場」づくりの推進による事業体の経営改善や林業大学校による人材の育成・確保など担い手の育成を図るとともに、消費者ニーズに対応した品質の向上や流通コストの低減に努め、大型製材工場を核として林業・木材産業の再生に取り組む。また、木質バイオマスの利用を促進するとともに、薪炭林の循環利用による特用林産物の生産体制の強化に取り組む。

(水産分野)

- ・漁業就業希望者を一元的に支援する「一般社団法人高知県漁業就業支援センター」において就業相談から就業後のフォローアップまで総合的な担い手の育成・確保対策を展開する。
- ・一本釣りうるめいわしのブランド化や水産加工品の販路拡大をはじめ、漁村における海洋資源を活用したサービス業の創出を図るため、ホエールウォッチングやアサリ資源の回復の取り組みなどを推進する。
- ・定置網漁業や養殖業における未利用漁場への企業参入を推進することで雇用の確保や漁業生産量の増大を図るとともに、高齢者でも操業しやすい漁場づくりのため、市町村等が行う近場での投石事業への支援や水産業のIoT化を推進することで、漁

村の活性化を推進する。

- ・赤潮による養殖魚の被害を防止・軽減するため、赤潮発生予察手法の開発や餌止め対策の普及を図る。
- ・新たな加工場整備による雇用の確保に取り組む。

(商工業分野)

- ・機械金属分野や食品加工分野など製造業において、ものづくりの企画段階から販売促進まで一貫サポートを行い、付加価値の高い工業製品の開発や、1.5次産業の振興を図り、さらには防災関連産業やコンテンツ産業などの新たなビジネスの創出により外貨の獲得を目指す。また伝統工芸品の土佐和紙などを広くPRし、販路開拓を図るとともに後継者育成に取り組む。
- ・道の駅と周辺の商店街等が連携し、町全体の賑わいづくりに向けた取り組みを推進する。
- ・中山間地域等の豊かな環境や遊休施設等を活用して、市町村によるシェアオフィスの整備や、入居する企業・新規創業者等への支援を実施することで、中山間地域等での雇用の促進する。
- ・IoTやAI等の最先端のデジタル技術を活用し、あらゆる分野の課題解決を図るとともに、開発されたシステムの外商による雇用創出など、IT・コンテンツ関連産業の振興を図る。

(観光分野)

- ・「リョーマの休日」キャンペーンにておいて、これまで推進してきた「自然」、「歴史」の観光基盤の整備に加えて、高知でしか味わえない旬のものを発信していくなど、高知の「食」を前面に押し出した観光キャンペーンを新たに実施していくなかで、各地域の伝統的な「食」やその伝統を守る「人」など、地域ならではの貴重な資源に焦点をあてたプロモーションを展開する。
- ・地域ならではの多種多様な観光資源を磨き上げるとともに、受入態勢の整備を進めることにより、広域観光の仕組みづくりを推進し、観光交流人口の拡大と地域経済への波及効果の拡大を図る。

なお、これらの取り組みにあたっては、地域資源活用プログラム、地域中小企業応援ファンド等、国の事業も活用しながら、効果的な事業展開を図る。

2 職業能力開発の推進に関する事項

当地域の周辺には、公共職業能力開発施設として、県立の「高知高等技術学校」のほか、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「雇用支援機構」という。）が設置する「ポリテクセンター高知」や「ポリテクカレッジ高知」がある。

これら公共職業能力開発施設の機能を、企業ニーズに応じたカリキュラムの見直しを随時行う等最大限に活用し、専門的職業能力を持った人材の育成に努める。

このほか、離転職者等に対して多様な職業訓練の機会を提供できるよう、雇用支援機

構と連携しながら、OA 事務や介護サービス等多様な訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施していく。

また、委託訓練に、企業での職場実習を組み合わせた、より実践的な訓練カリキュラムを設定する等、求職者の実態に即したきめ細やかな職業訓練を実施することで早期就職を支援していく。

3 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

- ・ジョブカフェこうちにおいて、若年層から就職氷河期世代まで、対象者の特性に応じた就職支援や職場定着支援を行うことにより、県内企業における人材の確保・育成・定着を図っていく。また、労働局とともに、ジョブカフェこうち及びハローワークジョブセンターほんまちを一体的に運営することにより、地域求職者の利便性向上と支援体制の強化を図る。
- ・ニートやひきこもり傾向にある若者に対して、若者サポートステーションで臨床心理士による心理相談や個々に応じた支援プログラムによる就労に向けたトレーニングなどを実施するとともに、必要に応じて訪問支援や送迎支援などのアウトリーチ型支援を実施する。
- ・高校生の就職支援については、県教委・労働局・県が一体となって、求人要請や就職面接会等の実施によって円滑な就職活動を促進するとともに、高校生の進路実現のために必要な職業観・勤労観を身に付けさせるため、県内企業等の見学やインターシップを推進する。
- ・新規大卒者等の人材を確保するため、県内外の大学生等に対して、県内就職に関する情報を発信するとともに、県内企業と学生が接点を持つ機会を創出することにより、大学生等の県内企業への理解を深め、県内就職の促進を図る。
- ・高齢者に対しては、生涯現役促進地域連携事業やシルバー人材センターの育成等により就職機会の拡大を図る。
- ・県内5カ所の保健福祉圏域に設置している「障害者就業・生活支援センター」において、障害者に対する就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施するとともに、障害者委託訓練等を通じて、障害者雇用の拡大を図る。
- ・県内企業の人材確保を支援するため、一般社団法人高知県移住促進・人材確保センターと連携し、移住施策と一体となって、県内企業の人材ニーズの掘り起こしとU・Iターン人材に対する求人情報の発信を行い、マッチングを支援する。
- ・地域の担い手を確保するため、地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、マルチワーカーの派遣を行う「特定地域づくり事業協同組合」制度の活用などを進めていく。
- ・男女が共に働きやすく、働き続けることのできる職場環境づくりに取り組む企業等を「ワークライフバランス推進企業」として認証し、働き方改革に関して企業への働きかけと支援を強化する。また、企業の働き方改革推進の機運の醸成を図るとともに、職場リーダー養成講座の開催や、企業の個別コンサルティングにより、多様な人材が

能力を発揮できる職場環境づくりや、企業の人材確保、生産性向上を支援する。

4 各種支援措置の周知徹底に関する事項

地域雇用開発助成金をはじめとした各種支援措置の周知徹底を図るため、高知労働局、各公共職業安定所、その他の関係機関と連携しながら、ホームページ等への掲載による広報を行い、企業や求職者に対し幅広い普及啓発を行う。

5 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

雇用創出の取組を効果的に推進するため、高知労働局、各公共職業安定所、市町村、その他の関係機関との連携を強化し、当地域における労働力需給構造の特性に応じた、企業立地政策の充実、中小企業・地場産業の振興、観光施策の実施、地域資源の開発、人材育成・職業能力開発等を総合的に推進していく。